

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年6月1日

【会社名】 株式会社スマートバリュー

【英訳名】 Smartvalue Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渋谷 順

【本店の所在の場所】 大阪市西区靱本町二丁目3番2号

【電話番号】 06-6448-1711(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画管掌 藤原 孝高

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区靱本町二丁目3番2号

【電話番号】 06-6448-1711(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画管掌 藤原 孝高

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 207,780,036円
(注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成30年5月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	108,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成30年 6 月 1 日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集とは別に、平成30年 6 月 1 日(金)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式500,000株の一般募集(以下、「一般募集」という。)及び当社普通株式223,000株の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、108,400株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成30年 6 月22日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 3 平成30年 6 月 1 日(金)開催の取締役会において、平成30年 7 月 1 日(日)付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成30年 6 月30日(土)(ただし、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日につき、実質上は平成30年 6 月29日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を 1 株につき、2 株の割合をもって分割するものであります。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	108,400株	207,780,036	103,890,018
一般募集			
計(総発行株式)	108,400株	207,780,036	103,890,018

(注) 1 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	大和証券株式会社
割当株数	108,400株
払込金額の総額	207,780,036円
割当てが行われる条件	上記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり

- 前記「1 新規発行株式」(注) 2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成30年5月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	平成30年6月26日(火)	該当事項はありません。	平成30年6月27日(水)

- (注) 1 発行価格及び資本組入額については、平成30年6月11日(月)から平成30年6月14日(木)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一とします。
- 全株式を大和証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 大和証券株式会社から申込みがない場合には、当該株式に係る株式の割当てを受ける権利は消滅します。
 - 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社スマートバリュー 本店	大阪市西区靱本町二丁目3番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 堺支店	大阪府堺市堺区甲斐町東一丁目1番8号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
207,780,036	1,300,000	206,480,036

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成30年5月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限206,480,036円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額948,395,000円と合わせた、手取概算額合計上限1,154,875,036円について、以下の投資に充当する予定であります。

クラウドサービス提供目的のソフトウェア開発投資資金として265,700千円(平成31年6月期：109,100千円、平成32年6月期：116,600千円、平成33年6月期：40,000千円)及び工具、器具及び備品5,000千円(平成31年6月期：5,000千円)を投資する予定であります。

データセンター設備のサービスレベルの継続的な維持を目的とした関連設備へ74,500千円(平成31年6月期：62,500千円、平成32年6月期：6,000千円、平成33年6月期：6,000千円)を投資する予定であります。

石川県加賀市において、エンジニアの育成、採用および地域情報クラウド分野におけるオープンイノベーション創出のための施設設立を目的とした建設費230,000千円(平成32年6月期：30,000千円、平成33年6月期：200,000千円)を投資する予定であります。

石川県加賀市における新たな電子行政サービスの実証モデル開発、モビリティIoTに関連した新サービスの開発を目的としたソフトウェア開発投資資金として135,000千円(平成31年6月期：15,000千円、平成32年6月期：80,000千円、平成33年6月期：40,000千円)を投資する予定であります。

モバイル事業における店舗改装工事資金として137,931千円(平成31年6月期：27,181千円、平成32年6月期：86,875千円、平成33年6月期：23,875千円)を投資する予定であります。

事業拡大への対応及び多くの人材雇用を目的とした本社移転に伴う敷金の支払い100,000千円(平成31年6月期：100,000千円)及び建物附属設備等89,393千円(平成31年6月期：4,600千円、平成32年6月期：84,793千円)を投資する予定であります。

管理機能の強化及び業務効率化を目的とした全社基幹システムの導入及び機能追加・改修に108,000千円(平成32年6月期：108,000千円)を投資する予定であります。

残額については、将来の設備投資資金に平成32年6月までに充当する予定であります。

具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)現在の当社の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(有価証券報告書の訂正報告書を含む。)及び四半期報告書(四半期報告書の訂正報告書を含む。)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)現在において当社が判断したものであります。

1. 事業環境に関するリスク

(1) 当社の事業を取り巻く環境について

当社のクラウドソリューション事業は、自治体及び公的機関ならびに法人を主たる顧客としております。全般的には人口減少や少子高齢化、さらに一般消費者の購買意欲の減退に起因する国内景気低迷により、顧客の情報システムに対する投資意欲が低下した場合、新規顧客開拓の低迷や受注減少等、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また地域情報クラウドにおいては、自治体及び公的機関特有のリスクを想定しております。すなわち、国や自治体の政策の転換による公共事業に係る予算削減や複数自治体による地域情報システムの共同利用の増加、さらに市町村合併等による自治体数の減少、入札制度の見直し等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

モバイル事業においては、国内の景気低迷等による移動体情報通信端末の買い控えにより販売台数が減少した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新による影響について

当社は常に最新の技術動向に目を向け、適宜ユーザーニーズを取り入れたサービスを構築していく方針ではありますが、インターネットの技術革新に追随しながら新機能や新サービスを提供し続けるためには、それを可能にする開発体制の強化と維持を欠かすことが出来ず、何らかの要因により当社がそれに耐えうる開発体制の強化と維持が困難になる場合は、技術的優位性を発揮出来なくなり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合他社による影響について

当社が展開しているクラウドソリューション事業では、競合企業が存在しております。当社はこれまで自治体及び公的機関、法人顧客等に対する実績を有しており、また車載分野及び移動体情報通信の知識やノウハウ、更にデータセンターを基盤として長年蓄積してきたインターネットやサーバに関する技術ノウハウの活用により、社会課題の解決に向けた取り組みを推進してまいりました。

しかしながら、既存事業者との競争や、新たな参入事業者の登場により競争が激化した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

またモバイル事業においては、株式会社NTTドコモ以外の通信キャリア代理店や株式会社NTTドコモの他の代理店との競争も生じており、価格競争が激化した場合や、競合他社のサービス提供力の向上により、相対的に当社サービスの低下が見られた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法令規制について

インターネットに関連する規制として電気通信事業法があり、当社は事業上の特性及び必要性から電気通信事業者の届出をしております。現時点においては、クラウドソリューション事業を継続していくうえで実質的に制約を受けている事項はありませんが、今後、国内においてインターネットに関連する法整備等が進む可能性があります。

また、インターネットは国内のみならず、国境を越えたネットワークであり、海外諸国の法的規制による影響を受ける可能性があることから、将来的に当社の事業分野においても何らかの法的規制を受ける可能性があり、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

またモバイル事業においては、移動体情報通信機器の下取り制度が存在する為、古物営業法に則り古物商許可証を取得して業務を行っております。今後、法令の改定等により当社の業務が影響を受けた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報漏洩に関するリスクについて

当社は、情報管理に関する全社的な取り組みとして、情報セキュリティポリシーの制定、公表を行うとともに、社内教育による情報管理への意識向上等の施策を実施しております。

また当社では、情報資産の漏洩や改ざん、不正利用等を防ぐため、ISO27001情報セキュリティ適合性評価制度の認証を取得し、社内の情報資産に関しリスク分析を行い、リスクがある事項に関しては改善策を講じ、情報漏洩の防止に努めております。

モバイル事業においては、ISO27001情報セキュリティ適合性評価制度の認証取得に加え、株式会社NTTドコモが定める情報資産の管理方法に準拠した教育と業務監査を受け、情報漏洩の防止に努めております。

またクラウドソリューション事業のヘルスケアサポートにおいては、顧客企業従業員の個人情報を取り扱っており、当該情報を取り扱う執務室への入室制限及び社内情報端末からインターネットへのアクセス制限を行うなど、情報漏洩の防止に努めております。

しかしながら、これらの施策にもかかわらず、情報機器の誤作動や操作ミス、モバイル端末の紛失等による個人情報や企業情報が漏洩した場合、損害賠償責任の負担、当社の社会的信用の失墜、主要顧客との契約解除等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権の侵害について

過去もしくは現時点においては、当社が第三者の知的財産権を侵害したことによる損害賠償等の訴訟が発生している事実はありませんが、今後、当社の事業分野で当社の認識していない特許等が成立した場合又は競合他社が特許等を取得した場合、その内容によっては競争の激化又は当社への損害賠償やロイヤリティの支払請求、差止請求等が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業に関するリスク

(1) 特定の仕入先、取引先への依存について

当社モバイル事業の内容は、株式会社NTTドコモ及び兼松コミュニケーションズ株式会社との間のドコモショップ業務の許諾等に関する契約に基づく株式会社NTTドコモの二次代理店としての携帯電話端末等の販売等であり、当社のモバイル事業における仕入及び販売の殆どがドコモブランドに依存しております。

当社の主要な事業活動の前提となる兼松コミュニケーションズ株式会社との代理店契約は1年毎に自動更新されています。契約上は同社及び当社の双方とも3ヶ月前迄の書面による通知により解約することが可能となっているほか、当社が以下のような事項に該当した場合に同社は契約の一部または全部を即時解除・解約できると定めております。

本契約・付属契約又は個別契約に違反したとき

取引代金支払債務など同社に対する債務の履行を怠ったとき

監督官庁から営業許可の取消・営業の停止等の処分を受けたとき

仮差押・仮処分・公租公課の滞納処分・強制執行・競売等の執行または申し立てを受け、あるいは会社整理・会社更生・破産等の申し立てをし、もしくは申し立てを受けたとき

資本の減少・解散・組織変更の決議をしたとき

同社との取引に関する営業の全部または一部を廃止したとき

手形もしくは小切手の不渡りを出したとき

当社に不信の行為があり、契約を継続しがたい相当の理由があるとき

当社の財政状態が悪化し、またはそれが認められる相当の事由があるとき

その他契約に基づく義務の履行ができないと認められる相当の事由があるとき

また、当社は、株式会社NTTドコモ及び兼松コミュニケーションズ株式会社とドコモショップの業務再委託に関する覚書を締結しております。契約上は3社とも3ヶ月前迄の書面による通知により解約することが可能となっているほか、当社が以下のような事項に該当した場合に株式会社NTTドコモは契約の一部または全部を即時解除・解約できると定めております。

差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受け又は整理開始、会社更生手続開始、破産もしくは競売の申し立てを受け又は自ら整理開始、和議開始、会社更生手続開始もしくは破産を申し立てたとき

営業停止、又は営業許可取消等の処分を受けたとき

解散決議をしたとき

支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき

役員・幹部社員が刑事罰を受け、もしくは受けることが明白であり、又は役員・社員若しくは株主間の紛争により営業活動に支障をきたしたとき

不正に回線使用等を行っていることが判明したとき

販売実績が目標値を下回る期間が長いとき

契約者からのクレームの処理その他アフターフォロー業務が一定のレベルに達しないとき

貸与機器等を本来の目的以外のために使用したとき

悪質な販売を行ったとき

株式会社NTTドコモの信用を害する行為を行ったとき

本覚書の条項に違反したとき

株式会社NTTドコモ及び兼松コミュニケーションズ株式会社間の代理店契約が解除されたとき又は兼松コミュニケーションズ株式会社及び当社間の代理店契約が解除されたとき

その他本覚書の円滑な履行が困難になったとき

上記の他、当社による株式会社NTTドコモの信用、名誉を失墜させる行為若しくは3社間の信頼関係を著しく損なう行為が認められた場合、株式会社NTTドコモは催告なし通知のみで解除できる旨や当社の株主構成の変更等がある場合、株式会社NTTドコモは事前の書面通知によって解除できる旨及び当社が株式会社NTTドコモ又はお客様に虚偽の請求、報告を行う等欺瞞的行為を行った場合、株式会社NTTドコモは何らの通知又は催告なくして、解除できる旨を上記覚書に定めております。

当社は、株式会社NTTドコモ及び兼松コミュニケーションズ株式会社とは良好な関係を維持しており、提出日現在において解除事由等は生じておりませんが、上記の各契約が解除、解約により終了した場合や当該契約の内容が大幅に変更された場合は、当社モバイル事業の存続に支障が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社NTTドコモの二次代理店としてのドコモショップの運営は、一次代理店である兼松コミュニケーションズ株式会社を通じて行い、その対価として兼松コミュニケーションズ株式会社から手数料等を収受しております。そのため、販売金額の61.4%(第70期事業年度(自平成28年7月1日至平成29年6月30日)実績)が兼松コミュニケーションズ株式会社に対するものとなっております。また受取手数料等の金額、支払対象期間、支払対象となるサービス業務の内容等の取引条件は、株式会社NTTドコモや兼松コミュニケーションズ株式会社の事業方針等により変更される可能性があり、今後大幅な取引条件等の変更が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに上記のとおり、当社のモバイル事業における仕入及び販売の殆どがドコモブランドに依存しているため、株式会社NTTドコモがドコモショップ運営に関する方針、料金プラン、広告宣伝方針等の事業上の施策を変更した場合、並びにドコモブランドのイメージの悪化その他の原因により他の通信キャリアに対してドコモブランドの魅力が相対的に低下した場合、通信キャリア間の競争激化、通信キャリア間のシェアの変化等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 自然災害等について

当社の本社及び各事業所(ドコモショップ及び当社が貸借しているデータセンター含む)は、大阪府下および東京都、宮崎県にあり、関東地方、近畿地方及び九州地方における大規模な地震、火災その他の自然災害や停電等が発生し、当社の本社や各事業所、各店舗が損壊した場合、当社の事業継続が困難になる可能性があります。

このため、クラウドソリューション事業においては、事業継続計画を定めた上で、耐震構造のデータセンターをネットワーク拠点としています。しかし、自然災害等に起因して、顧客データの喪失やインフラ麻痺等が生じた場合、また顧客対応の遅延等当社のサービス体制に支障が生じた場合、損害賠償責任の負担、当社の社会的信用の失墜、顧客企業との契約解除等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

またモバイル事業においては、各店舗が大阪府下に集中しており、近畿地方における大規模な地震、火災その他自然災害が発生し、各店舗が損壊した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システム障害について

当社のサービスは、コンピュータシステム及びネットワークにその多くを依存しており、安全性確保に万全の体制を期し、IT事業賠償保険への加入を行い、万一のための対策を講じております。

インターネットデータセンター

当社がビジネスのために賃貸しているインターネットデータセンターは、日本データセンター協会(JDCC)(注1)にて定められたファシリティスタンダードを基準とし、第三者機関によるティアレベル(注2)の検査を受けており、建物・電源設備の主要項目を対象としてティアレベル3~4の水準となっております。建物の堅牢性は、ティア4(建物構造で十分な性能を有している。1981年6月改正の建物基準法に準拠、かつ耐震性能は 類相当)と認定されております。またセキュリティに関しては、ティア3(2種類以上の認証方式を採用(カード認証、生体認証))と認定されております。加えて、消火設備の装置、自家発電装置等を利用した電源の二重化、回線の二重化、設備及びネットワークの監視等、24時間365日安定したサービスが提供出来るように対応されております。

また、当社のクラウドサービスを支えるハードウェアは、堅牢なデータセンターに設置されており、複数のサーバによる負荷の分散、定期的なバックアップの実施等を図り、システム障害を未然に防ぐべく取り組みを行っております。更に、障害が発生した場合に備え、24時間365日の機械監視、及び常駐オペレーターによる有人監視を整備しており、障害が発生したことを想定した復旧テストも実施されております。

しかしながら、上記の取り組みにも関わらず、外的破損や人的ミスによるシステム障害、その他予期せぬ事象の発生により、万一、当社の設備及びネットワークの利用に支障が生じた場合には、サービスの停止や顧客データの喪失等が生じる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット通信ネットワーク

当社のサービスを安定的に提供するためには、インターネットデータセンターと接続されたインターネット通信ネットワークの品質が極めて重要であります。したがって、事故及び上位インターネットサービスプロバイダーのネットワーク障害によるインターネット通信ネットワークの切断や外部からの不正なアクセスによって、インターネット通信ネットワークが不安定な状態に陥る場合、その他当社の予測不能な要因によりインターネット通信ネットワークの品質低下が見られた場合、サービスの停止や顧客データの喪失等が生じる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 業績の変動について

当事業においては、システム開発やサービス提供等のプロジェクトにおいて、進捗状況や検収時期の集中によって収益が偏ることがあります。さらにドコモショップにおいても繁忙期に収益が偏る場合が見られます。主には、当社第3四半期に収益が偏重する傾向があり、このため特定の四半期業績のみをもって当社の通期業績見通しを判断することは困難と言えます。

また、クラウドソリューション事業の一部であるシステム開発やサービス提供等のプロジェクトにおいては、顧客の検収に基づき売上を計上しております。そのため、検収時期の変動により売上計上時期が変動し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。あるいは、プロジェクトの進捗状況により、工数の見積り時に想定されなかった不測の事態等が発生し、工数が増加した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(単位：千円)

	第70期事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高	1,490,310	1,683,880	1,821,026	1,543,782	6,539,000
営業利益又は 営業損失()	26,258	59,200	174,117	67,775	274,834
経常利益又は 経常損失()	25,874	59,452	174,768	67,548	275,895

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の第2四半期、第3四半期、第4四半期の数値は、三優監査法人による監査又はレビューを受けておりません。

(単位：千円)

	第71期事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高	1,552,456	1,712,934	2,173,244	-	-
営業利益又は 営業損失()	32,022	75,462	280,367	-	-
経常利益又は 経常損失()	32,047	81,412	280,728	-	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の第2四半期、第3四半期の数値は、三優監査法人による監査又はレビューを受けておりません。

(5) 新規事業への取り組みについて

当社のクラウドソリューション事業は、基盤を提供するクラウドプラットフォーム上に、SaaS形態で地域情報クラウド及びモビリティ・サービスとして、蓄積された事業ノウハウを活かしたアプリケーションサービスを提供しております。地域情報クラウドにおいては、行政機関の積極的なウェブ活用による開かれた電子行政の推進「オープンガバメント」を見据えたオープンデータやスマートフォンアプリなど、生活に必要な住民情報分野におけるサービスの提供を推進しております。モビリティ・サービスにおいては、IoTサービスや新規性の高い受託開発といったモビリティ・クラウドソリューション等、多角的な展開を推進する方針であります。

また、ブロックチェーンなどの新たなテクノロジーを活用した新規事業による事業の拡大にも取り組んでおり、既存事業よりもリスクが高いことを認識しております。新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の時間がかかる事が予想されているほか、予測とは異なる事象が発生し、計画通りに進まない場合、当社の業績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

こうした新規事業への取り組みに際しては、新たな人材の確保、システム投資及び広告宣伝等の追加的支出が発生する場合や当社がこれまで想定していない新たなリスクが発生する等、事業展開が想定どおりに進捗せず、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 企業買収及び業務提携について

当社は、企業価値向上のため既存事業の拡大や新規事業への参入を図ることが考えられ、その一環として企業買収や戦略的業務提携を行う可能性があります。

既存事業の拡大や新規事業への参入に当たっては、十分な検討を行う方針ではありますが、市場環境や顧客ニーズの変化により当初計画を達成できず、投資及び費用負担に見合う収益が得られない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、企業買収や戦略的業務提携の実施に際しては、対象企業の事業内容や契約関係、財務内容など、詳細に検討を行いますが、当初期待した成果を得られない場合には、のれんや固定資産の減損など、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業戦略の見直しについて

当社は、今後益々広範化・複雑化するクラウド化ニーズに適切に対応するため、収益性の高い事業には経営資源を投入するとともに、事業の見直し、再編、新規事業への参入に積極的に取り組んでおります。この取り組み過程において、クラウドソリューション事業クラウドプラットフォームサービスにおけるデータセンター事業の戦略見直しを行い、平成29年9月15日付でデータセンターファシリティを譲渡しており、当該事業については今後縮小していく予定であります。一方、成長が見込まれるヘルスケア分野での更なるマーケットの拡充と社会課題の解決に資するため、他社から法人企業向け従業員健康管理支援サービス事業を譲受け、クラウドソリューション事業ヘルスケアサポートサービスを強化してまいります。このような取り組みによって当社が期待している効果が十分に得られない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟等の可能性

当社は、クラウドソリューション事業及びモバイル事業において、様々な顧客や取引先に対してサービスを提供しております。当社では、法令や契約等を遵守するため、社内体制の強化に努めておりますが、顧客、取引先又はその他第三者との間で予期せぬトラブルが発生した場合、訴訟が発生する可能性があります。訴訟の内容や結果によっては、当社の事業展開に支障が生じる、または企業イメージが低下する可能性があるほか、金銭的負担の発生により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3．事業体制に関するリスク

(1) 特定の人物への依存について

当社代表取締役社長渋谷順は、経営責任者であるとともに当社の大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。このため当社は代表取締役社長に過度に依存しない体制を作るため取締役会における役員間の相互の情報共有や経営組織の強化を図っております。しかしながら、何らかの理由により代表取締役社長が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、代表取締役社長渋谷順及び取締役会長渋谷一正による当社債務被保証については、仕入先及び賃貸契約先にて残存しておりますが、平成29年6月期の詳細については、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第5 経理の状況 1 財務諸表等」の「関連当事者情報」に記載しております。

(2) 人材の確保について

当社は、今後の事業拡大に伴い、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育を行うとともに、特定の人材に過度に依存しない体制の構築や、業務拡大を想定した人材の増強を図る予定ですが、現在在職している人材の、予想を上回る流出や当社の求める人材が確保出来ない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また適切な人材を確保出来たととしても、人材の増強や教育等に伴い、固定費の増加を余儀なくされる可能性があります。その場合にも当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 資金使途について

当社では、クラウドサービスや電子行政サービスの実証モデル開発やモビリティIoTに関連した新サービスの開発を目的としたソフトウェア開発などを進めていく方針であり、公募増資による資金使途についてもこれらのサービスを拡大、推進するための資金として一部を充当する予定であります。しかしながら、当社が属する業界は、急速に事業環境が変化することもあり、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性もあります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、必ずしも想定通りの投資効果が得られる保証はなく、その場合には財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

[用語解説]

注1．日本データセンター協会：データセンター事業者と主要データセンター関連事業者によって組織された特定非営利活動法人 (JDCC)

注2．ティアレベル：米国の民間団体Uptime Instituteの「Uptime Tire」を参考にしたデータセンターのファシリティにおける日本独自の基準

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載された設備計画の内容は、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)現在、以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定日		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支 払額 (千円)		着手年月	完成年月	
本社 (大阪市西区)	クラウド ソリューション 事業	地域情報クラウド及び モビリティ・サービス の収益拡大のためのソ フトウェア	249,200	-	自己資金及び 増資資金	平成30年 3月	平成33年 6月	-
都城BPO センター (宮崎県都城市)	クラウド ソリューション 事業	ヘルスケアサポートの 収益拡大のためのソフ トウェア	16,500	-		平成30年 3月	平成32年 6月	-
加賀ラボ(仮称) (石川県加賀市)	クラウド ソリューション 事業	エンジニアの育成、採 用および地域情報クラ ウド分野におけるオー プンイノベーション創 出のための施設設立	230,000	-		平成31年 5月	平成33年 3月	-
加賀ラボ(仮称) および本社 (石川県加賀市 ・大阪市西区)	クラウド ソリューション 事業	新たな電子行政サービ スの実証モデル開発お よび新たなモビリティ IoTに関連したサービ ス開発のためのソフト ウェア	170,000	-		平成30年 7月	平成33年 6月	-
本社 (大阪市西区)	クラウド ソリューション 事業	地域情報クラウド及び モビリティ・サービス の収益拡大のための工 具、器具及び備品	5,000	-		平成30年 9月	平成30年 10月	-
S-CUBE (堺市北区)	クラウド ソリューション 事業	データセンター関連設 備	74,500	-		平成30年 6月	平成33年 1月	-
ドコモショップ 泉ヶ丘店 (堺市南区)	モバイル事業	ドコモショップの改装 工事	27,181	-		平成30年 11月	平成30年 11月	-
ドコモショップ アリオ鳳店 (堺市西区)	モバイル事業	ドコモショップの改装 工事	63,000	-		平成31年 11月	平成32年 1月	-
ドコモショップ 深井店 (堺市中区)	モバイル事業	ドコモショップの改装 工事	23,875	-		平成32年 5月	平成32年 5月	-
ドコモショップ 中百舌鳥店 (堺市北区)	モバイル事業	ドコモショップの改装 工事	23,875	-		平成32年 11月	平成32年 11月	-
本社 (大阪市西区)	全社共通	本社移転に伴う建物附 属設備等	89,393	-		平成30年 7月	平成31年 9月	-
本社 (大阪市西区)	全社共通	全社基幹システムの導 入及び機能追加・改修	108,000	-		平成30年 7月	平成32年 4月	-

(注) 1. 上記金額に、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難ため、記載を省略しております。

3 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日(平成29年9月29日)以後、本有価証券届出書提出日(平成30年6月1日)までの間に、次のとおり臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

(平成29年9月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年9月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年9月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 15.0円 総額 32,595,000円

ロ 効力発生日

平成29年9月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

渋谷一正、渋谷順、田村靖博、山田幸人、原正紀、藤原孝高、寺田有美子の7名を選任する。

第3号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額100百万円以内から年額150百万円以内に改定する。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額10百万円以内から年額15百万円以内に改定する。

第6号議案 取締役に対する株式付与による報酬決定の件

取締役に対して譲渡制限特約付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、年額40百万円以内、譲渡制限特約付株式の総数は年10,000株とする。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

第7号議案 監査役に対する株式付与による報酬決定の件

監査役に対して譲渡制限特約付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、年額6百万円以内、譲渡制限特約付株式の総数は年1,500株とする。また、各対象監査役への具体的な配分については、監査役の協議において決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	16,777	41	0	(注) 1	可決 99.7
第2号議案					
渋谷 一正	16,805	13	0	(注) 2	可決 99.9
渋谷 順	16,805	13	0		可決 99.9
山田 幸人	16,805	13	0		可決 99.9
田村 靖博	16,805	13	0		可決 99.9
原 正紀	16,805	13	0		可決 99.9
藤原 孝高	16,805	13	0		可決 99.9
寺田 有美子	16,804	14	0		可決 99.9
第3号議案	16,810	8	0	(注) 3	可決 99.9
第4号議案	15,646	1,172	0	(注) 1	可決 93.0
第5号議案	16,722	96	0	(注) 1	可決 99.4
第6号議案	15,714	1,104	0	(注) 1	可決 93.4
第7号議案	15,703	1,115	0	(注) 1	可決 93.4

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

4 株式分割について

基準日：平成29年12月31日

当社は、平成29年11月14日(火)開催の取締役会において、平成30年1月1日(月)付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成29年12月31日(日)(ただし、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日につき、実質上は平成29年12月29日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、2株の割合をもって分割するものであります。

しかしながら、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載しております1株当たり指標の推移は、当該株式分割に伴う影響を考慮しておりません。

そこで、指標としての継続性、期間比較の利便性を図る観点から、当該株式分割に伴う影響を加味し、第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

なお、当該数値については、三優監査法人の監査を受けておりません。

回次	第66期	第67期	第68期	第69期	第70期
決算年月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月
1株当たり純資産額 (円)	306.29	333.52	370.25	400.34	410.93
1株当たり当期純利益金額 (円)	161.70	26.99	38.77	36.52	40.06
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	普通株式 ()	普通株式 ()	普通株式 ()	普通株式 ()	普通株式 ()
			6.25	6.25	7.50

基準日：平成30年6月30日

平成30年6月1日(金)開催の取締役会において、平成30年7月1日(日)付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成30年6月30日(土)(ただし、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日につき、実質上は平成30年6月29日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、2株の割合をもって分割するものであります。

5 マーソ株式会社との事業譲渡契約について

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、マーソ株式会社より法人企業向け従業員健康管理支援サービス事業を譲り受けることについて決議しました。また、平成29年10月16日に同社と事業譲渡契約を締結し、平成29年12月31日に当該事業を譲受いたしました。

6 譲渡制限特約付株式報酬としての自己株式の処分について

当社は、平成29年9月28日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限特約付株式報酬としての自己株式の処分を行うことについて決議し、平成29年10月17日に処分を実施いたしました。

1 処分の目的及び理由

当社は、平成29年8月14日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役及び監査役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限特約付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また、平成29年9月28日開催の第70期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限特約付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額40百万円以内(うち社外取締役分は年額4百万円以内)、当社の監査役に対して年額6百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限特約付株式の譲渡制限期間として1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

2 処分の概要

(1)	払込期日	平成29年10月17日
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 4,800株
(3)	処分価格	1株につき2,296円(平成29年9月27日終値)
(4)	処分総額	11,020,800円
(5)	募集または割当方法	特定譲渡制限特約付株式を割り当てる方法
(6)	出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7)	株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社取締役5名 3,600株 当社監査役3名 1,200株
(8)	譲渡制限期間	平成29年10月17日から平成31年10月16日
(9)	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第70期)	自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日	平成29年9月29日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第70期)	自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日	平成30年6月1日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第71期第3四半期)	自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日	平成30年5月15日 近畿財務局長に提出
四半期報告書の 訂正報告書	事業年度 (第71期第3四半期)	自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月1日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年9月29日

株式会社スマートバリュー
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 鳥居 陽

業務執行社員 公認会計士 坂下 藤男

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スマートバリューの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第70期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スマートバリューの平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年9月13日開催の取締役会決議に基づき、平成29年9月15日に固定資産を譲渡している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社スマートバリューの平成29年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社スマートバリューが平成29年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月15日

株式会社スマートバリュー
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鳥居 陽 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西川 賢治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スマートバリューの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第71期事業年度の第3四半期会計期間(平成30年1月1日から平成30年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年7月1日から平成30年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スマートバリューの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。